

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第16、議案第23号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についてを、議題と致します。

建設課長、島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第23号、多度津町都市公園の指定管理者の指定についての、提案説明を申し上げます。

堀江公園につきましては、現在、公益財団法人多度津町文化体育振興事業団を指定管理者と致しておりますが、指定期間が本年度末で終了するため、施設の管理状況や施設の利用状況など指定の検証を行いました。

その結果、施設の管理経費及び施設の利用についても、効率的な運営が行われており、現在管理を委託している団体に引き続き管理を行わせることが適切と考えております。

よって、地方自治法第244条の2第6項、及び多度津町都市公園条例第17条の規定により、指定管理者として平成27年4月1日から、平成30年3月31日までの3ヵ年を引き続き同財団に指定しようとするものでございます。

以上まことに簡単な説明でございますが、議案第23号、多度津町都市公園の指定管理者の指定について、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。